

埼玉県立文書館 子供体験教室ボランティア活動要項

1 趣旨及び目的

埼玉県立文書館長（以下、「文書館長」という。）は、文書館が実施する児童・生徒及びその保護者等を対象とした事業（以下、「子供体験教室」という。）の推進に当たり、ボランティア制度を導入し、その活動を通して社会貢献への意欲ある県民に文化活動への参加の場を提供するとともに、円滑な文書館運営を促進し、もって地域文化の向上に資することを目的として、子供体験教室ボランティア（以下、「ボランティア」という。）を置くものとする。

2 登録の手続き

- (1) ボランティアの登録期間は1年度単位とし、登録を希望する者は、子供体験教室ボランティア登録申込書（様式1）により登録の申込みを行うものとする。
- (2) ボランティアはボランティア保険に加入するものとする。保険料は文書館の負担とする。
- (3) 原則として登録時に申し出た活動予定日に活動を行うものとする。

3 登録の抹消

文書館長は、次のいずれかに該当するときは、ボランティアの登録を抹消することができる。

- (1) ボランティアから登録辞退の申し出があったとき
- (2) ボランティアに館の信用を傷つけるおそれのある行為があったとき
- (3) ボランティアがボランティア組織の円滑な運営を阻害したと認められるとき

4 活動内容

ボランティアの活動内容は、文書館長が実施する子供体験教室に関するもので、次のとおりとする。

- (1) ものづくり作業の指導補助
- (2) 野外観察の引率補助
- (3) その他子供体験教室に関する活動の補助

5 ボランティアへの支援等

- (1) 文書館長は、ボランティアの自発的な学習活動を支援するよう努めるものとする。
- (2) 文書館長は、必要に応じてボランティアに対し、活動の内容について事前の講習会等を行う。

6 その他

- (1) 文書館長は、ボランティアに名札を支給し、ボランティアは活動場所で着用するものとする。
- (2) ボランティア活動に際しては、担当職員の指示に従うものとする。
- (3) ボランティア活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (4) ボランティアは、活動終了後に子供体験教室ボランティア活動日誌（様式2）を記入し、

文書館長に提出する。

(5)文書館長は、当該年度の全活動終了後に参加証明書（様式3）を発行することができる。

附則

- 1 この要項は、平成20年4月22日から施行する。
- 2 この要項は、平成30年5月 7日から施行する。